

那珂川市都市計画マスタープラン

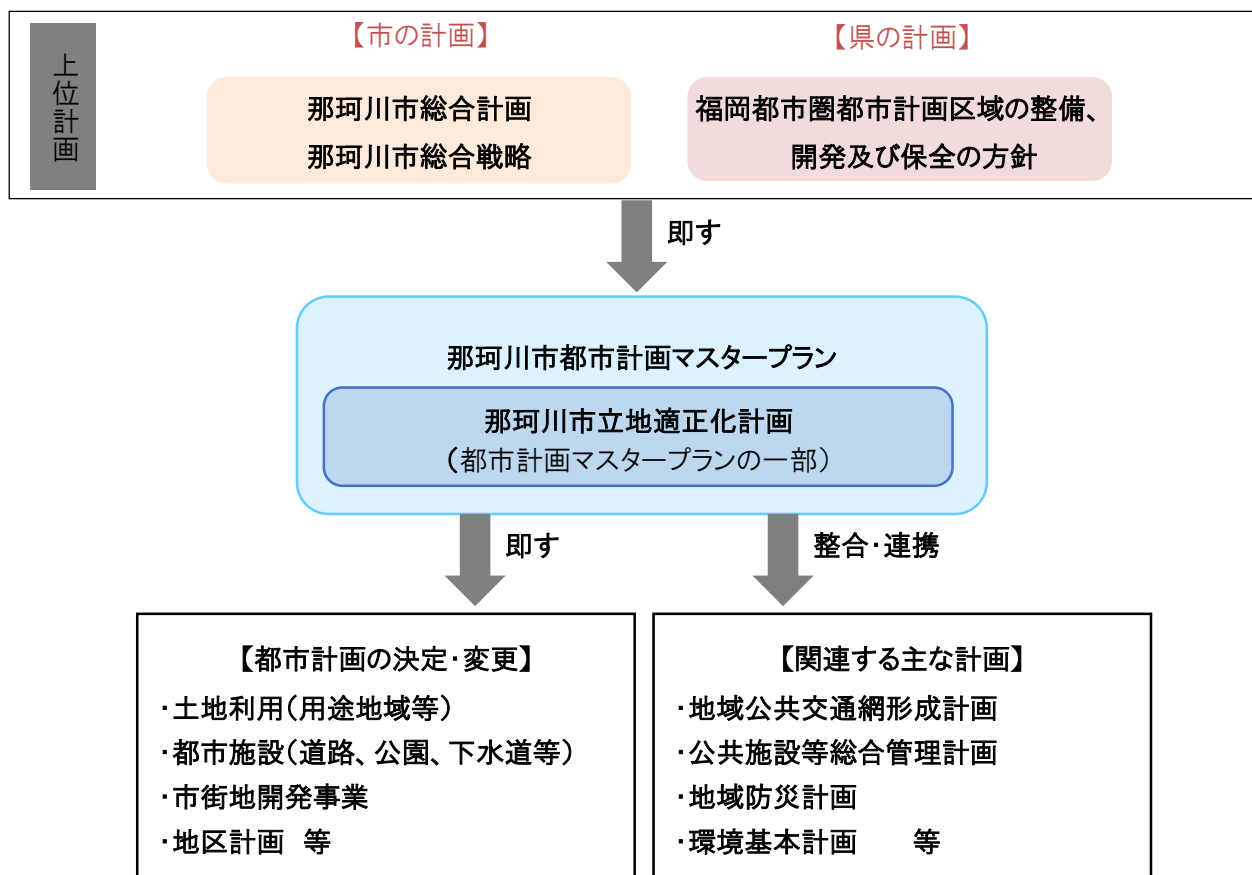
概要版

(案)

1.都市計画マスタープランの改定について

都市計画マスタープランの位置づけ

「那珂川市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、本市の都市計画に関連する都市づくりは本計画に即して行う。本市の最上位計画である「那珂川市総合計画(R3.3 策定予定)」や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H29.1 策定)」に即して定める。



計画の対象区域・期間

本計画の対象区域は、市全体とする。また、計画期間は、那珂川市総合計画と同じく、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とする。

2. 都市づくりの目標

【目指すべき都市のすがた】 都市づくりの基礎となる視点

①拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち

拠点への都市機能誘導及び居住誘導区域への居住誘導により、コンパクトで賑わいのあるまちを今後も維持する。

②少子・高齢社会に対応したまち

誰もが暮らしやすい共生社会を実現するために、都市施設や住環境、移動環境において、インクルーシブなまちづくりを推進する。

③誰もが安心して快適に暮らせるまち

日常の生活を営むうえにおいては、大震災や台風災害などの大規模災害からの安全性を確保することはもちろん、交通事故、火災、犯罪といった様々な危険性から生命、財産を守る都市空間を実現していく必要がある。このため、道路、河川、公園などの安全性を高めるとともに、災害に強い建築物による市街地の形成を図る。

【都市計画の基本理念】 質を高める+αの視点

I. 水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり

本市の魅力である水やみどりなどの豊かな自然や、歴史・文化を活かした潤いある暮らしができる都市づくりに取り組み、暮らしの質を向上させつつ、市民の誇りと愛着を育む。

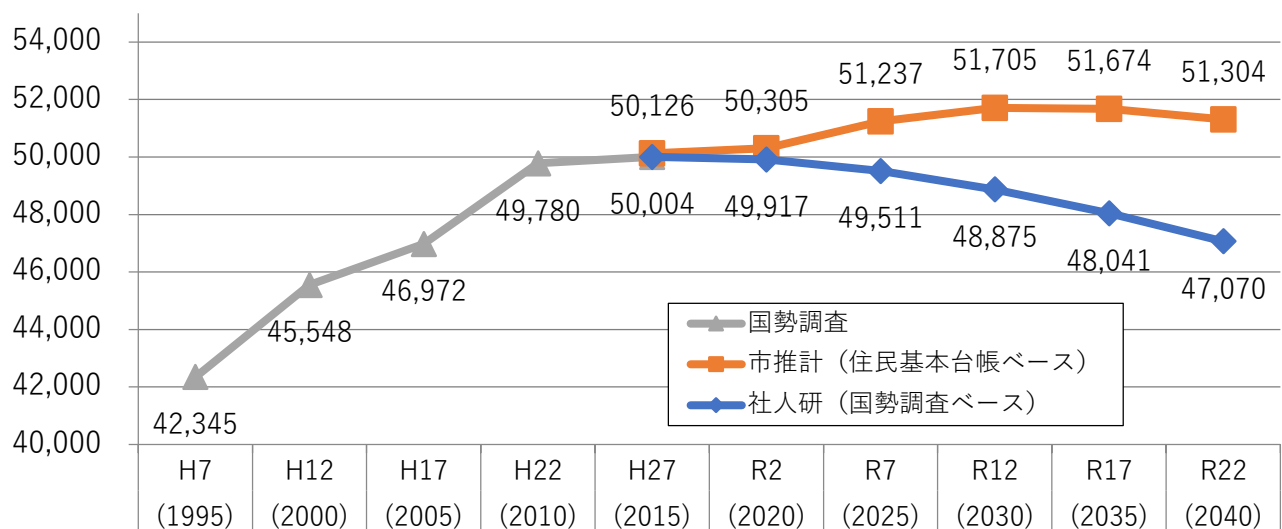
II. 環境に配慮したまちづくり

豊かな自然環境を保全し、みどりの創出に努めるとともに、公共交通への転換など、環境負荷の少ない低炭素型の都市を目指す。

III. 市民協働で実現するまちづくり

市民や民間事業者等の多様なまちづくり主体を今後の都市づくりに巻き込み、協働して都市づくりを行う。

将来人口フレーム



資料：国勢調査_H7年～H27年(1995年～2015年) 各年国勢調査による実績値

市推計_H27年～R22年(2015年～2040年) 第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生一人ロビジョン・総合戦略(R2.3)における第2期将来展望人口

社人研_H27年～R22年(2015年～2040年) 「日本の地域別将来推計人口」(H30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

将来都市構造

中心拠点
●商業、子育て機能、公共交通等の都市機能のさらなる充実により、利便性の高い居住環境を形成

行政・福祉拠点
●行政・福祉サービスの強化

地域拠点
●南部地域の市民の生活・コミュニティの拠点として、生活に必要な施設の維持
●北部市街地へのアクセス拠点としての機能強化

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 鉄道
- ✱ 中心拠点
- ✱ 行政・福祉拠点
- ✱ 地域拠点
- ➡ 都市軸
- 那珂川レクリエーション軸
- 市街地ゾーン
- 新市街地整備検討地区
- 農地及び農村集落ゾーン
- 山林ゾーン
- レクリエーションゾーン
- 文化・歴史ゾーン

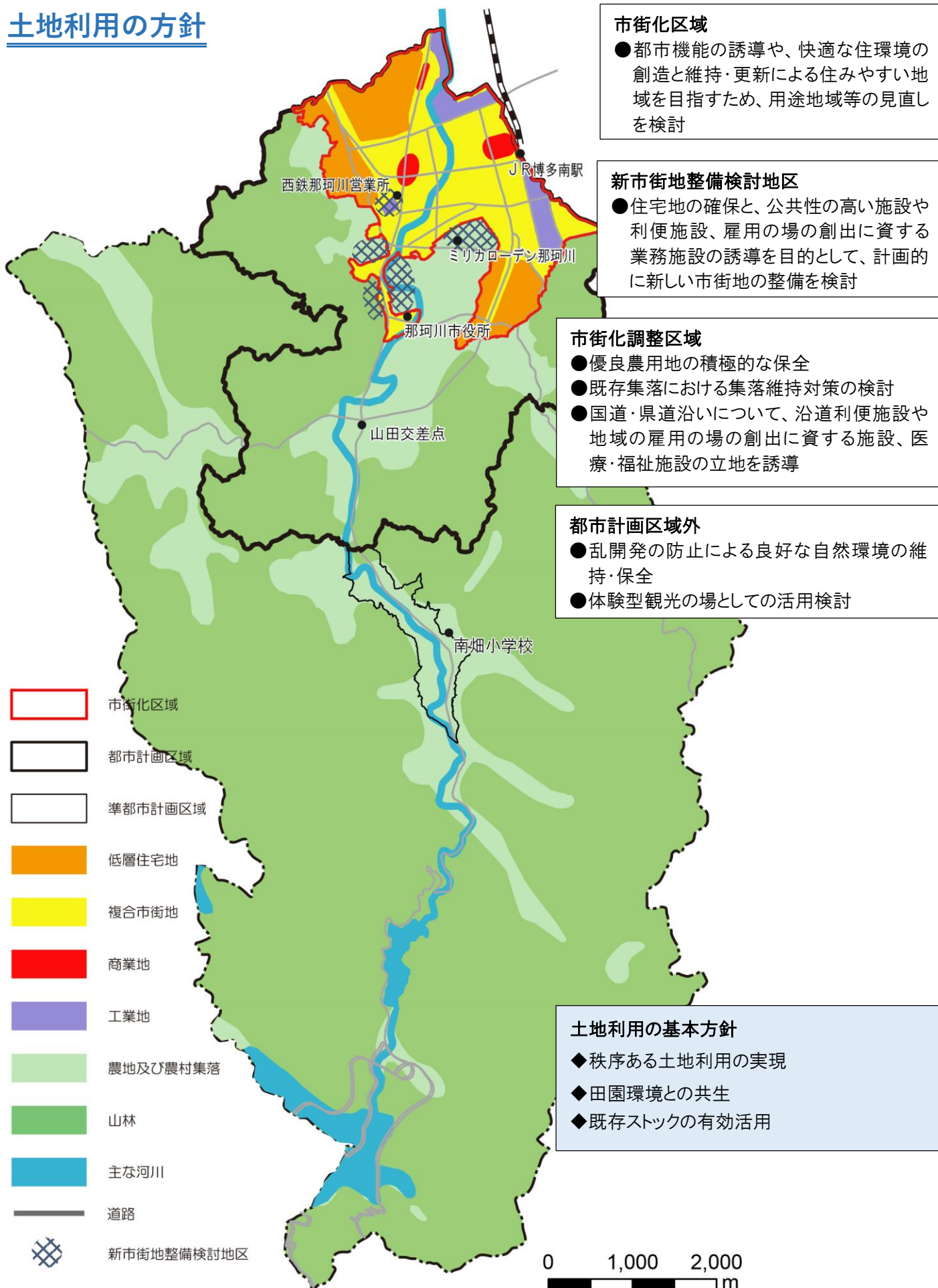
将来都市構造のポイント

- ◆土地利用区分(整備・保全)の明確化とコンパクトな市街地形成
- ◆拠点機能の強化とネットワークの維持・充実
- ◆市南部における生活利便性の維持・向上

0 1,000 2,000
m

3.都市計画の分野別の方針

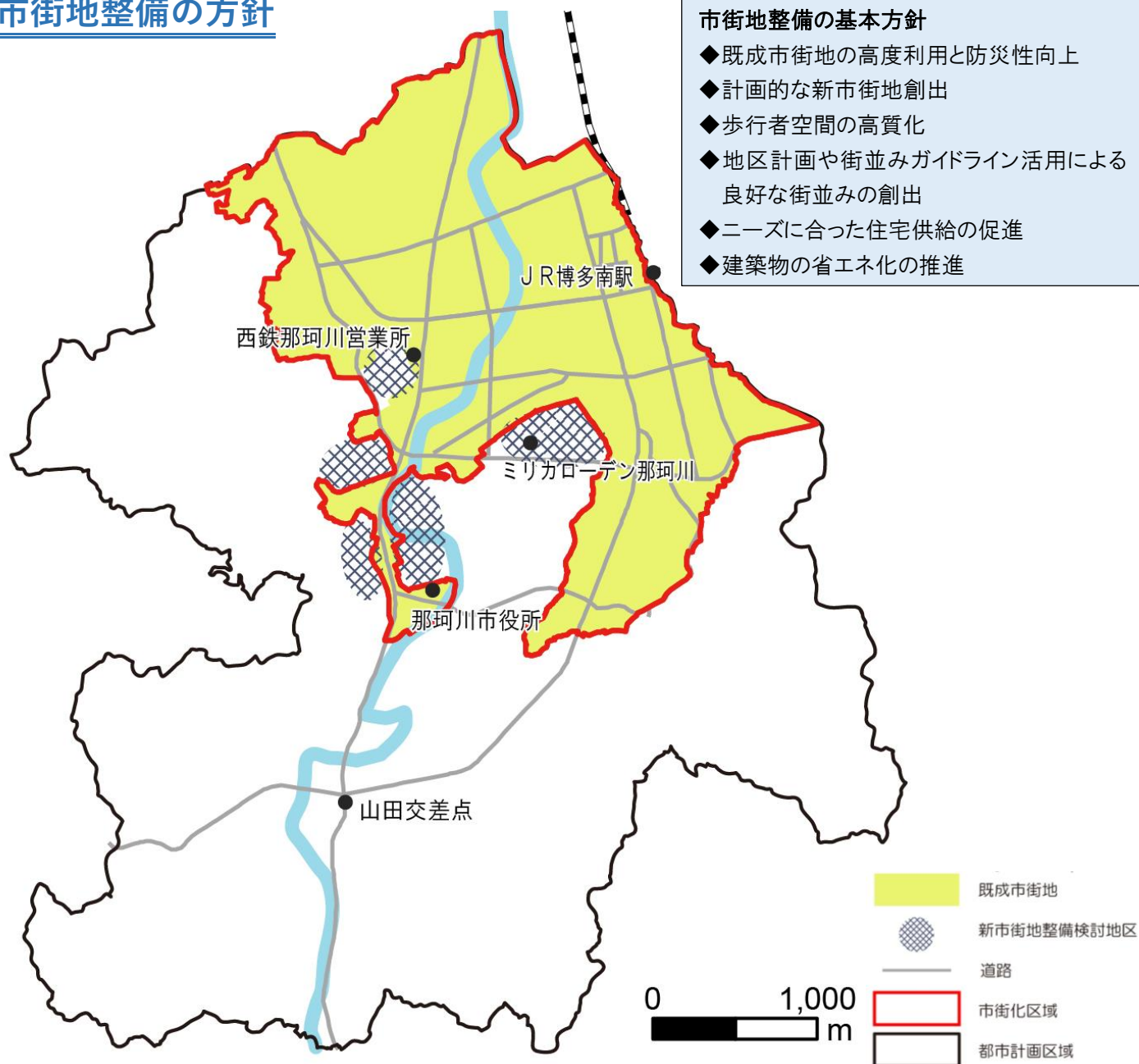
土地利用の方針



市街地整備の方針

市街地整備の基本方針

- ◆既成市街地の高度利用と防災性向上
- ◆計画的な新市街地創出
- ◆歩行者空間の高質化
- ◆地区計画や街並みガイドライン活用による良好な街並みの創出
- ◆ニーズに合った住宅供給の促進
- ◆建築物の省エネ化の推進



【新市街地整備検討地区】

住宅地の確保と、行政・教育・福祉などの公共性の高い施設や便利施設、雇用の場の創出に資する業務施設の誘導を目的として、拠点に隣接する地域や拠点間を結ぶ幹線道路沿いの地域について、幹線道路の整備と合わせた都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業により、計画的な市街地創出を検討する。

道善・恵子地区

土地区画整理事業による宅地造成を行い、都市計画手法を活用して商業施設及び医療・福祉施設等を誘導する。また、公共交通の利便性を活かした住環境を整備するとともに、公共交通機能の強化を図る。

仲・五郎丸地区

県道那珂川大野城線北側の市街化調整区域について、子育て支援施設や文化施設、医療・福祉施設といった既存の都市機能集積と併せて、農業との調整に十分配慮したうえで、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業により住宅や便利施設、業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の創出を検討する。

国道 385 号沿道

中心拠点と行政・福祉拠点を結ぶ国道 385 号沿いの市街化調整区域について、都市計画手法の活用や土地区画整理事業等の市街地開発事業による拠点へのアクセス性の高い市街地の創出を検討する。

道路・交通体系の方針

隣接市との連携による渋滞緩和の取組促進
(至やよい坂交差点・至野多目交差点) ↓

県道片縄下白水線の
歩道改良の促進

県道後野福岡線の
歩道確保・線形改良の促進

交通広場と
総合運動公園への
アクセス道路の
整備を検討

隣接市との連携による渋滞緩和
の取組促進 (至フォレストシティ)

国道385号の
4車線化の促進

主要地方道福岡早良大野城線の
歩道確保・線形改良の促進

県道平等寺那珂川線の
線形改良の促進

歩道確保

国道385号の
バイパス整備の促進

国道385号の
狭隘区間解消の促進

↔ 道路体系の整備

公共交通の維持

公共交通の充実

歩道の改良

都市計画道路

道路

市街化区域

都市計画区域

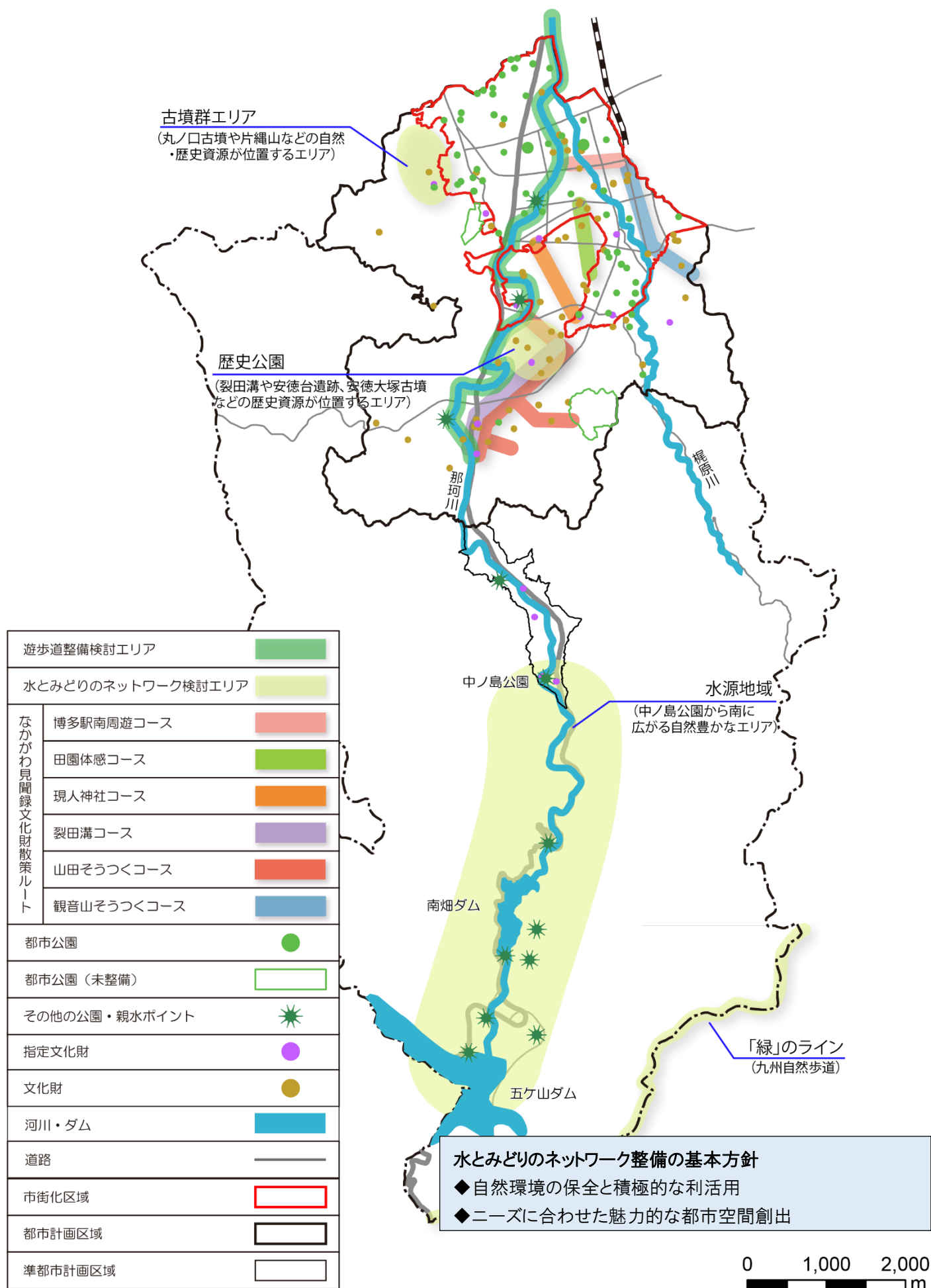
準都市計画区域

道路・交通体系の基本方針

- ◆ 広域交通へのアクセス強化
- ◆ 災害に強く、安全に移動できる道路交通網の整備
- ◆ 公共交通の維持と交通結節点での乗り換え利便性の強化

0 1,000 2,000
m

水とみどりのネットワーク整備の方針



上・下水道の方針

【下水道】

今後は、限られた財源で市民サービスを低下させることがないように、管渠の整備を行うことを基本とする。また、公共下水道の区域外については、市設置型浄化槽の整備を促進し、公共用水域の保全に努める。既に整備済みの下水道施設については、計画的に施設の点検・調査・修繕・改築を実施し、適正な管理に努める。

【上水道】

春日那珂川水道企業団を中心に、将来にわたって安全、安心で良質な水を安定的に供給する指針として策定された「春日那珂川水道企業団水道事業ビジョン」に基づいて施策を進める。

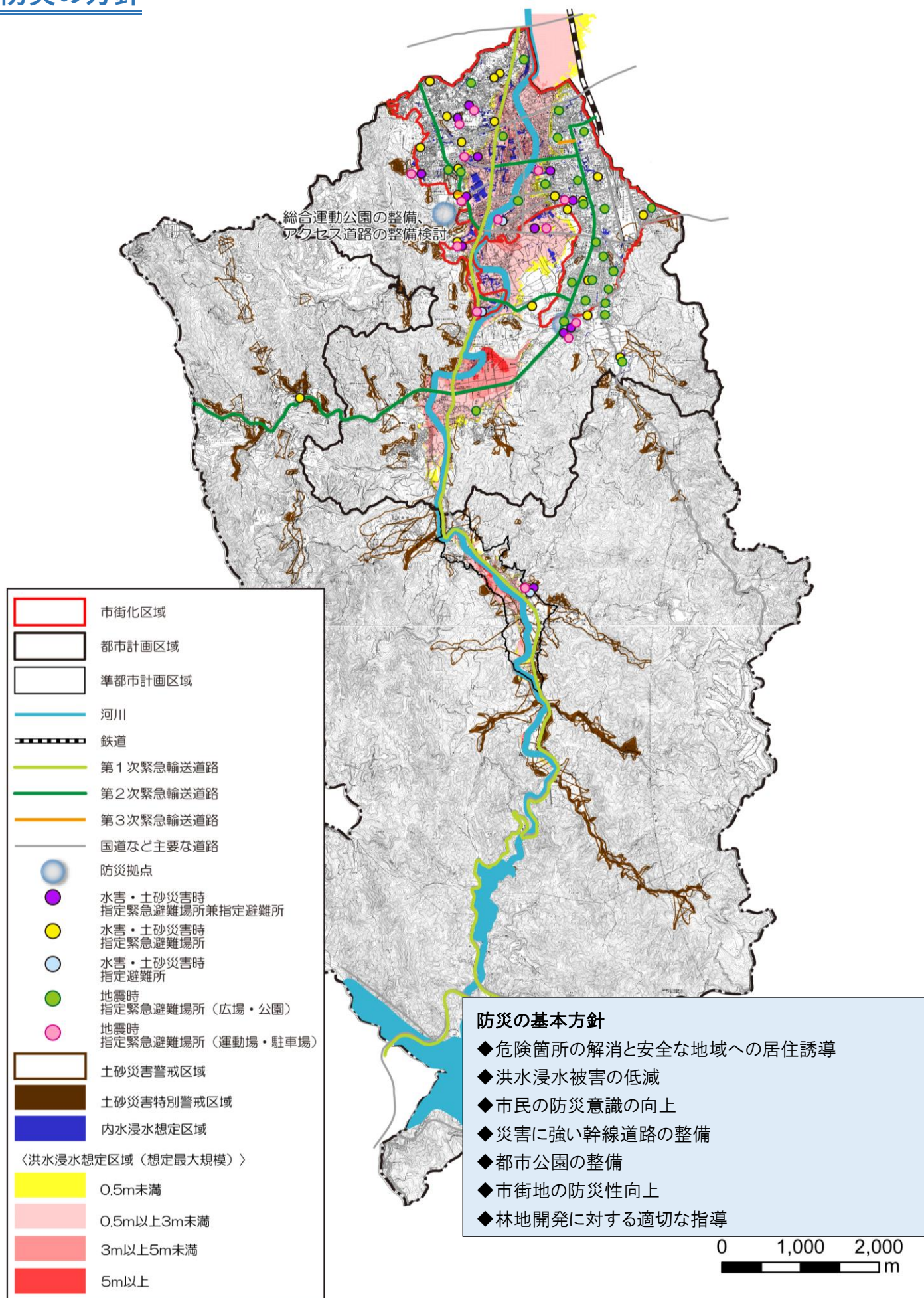
景観形成の方針



景観形成の基本方針

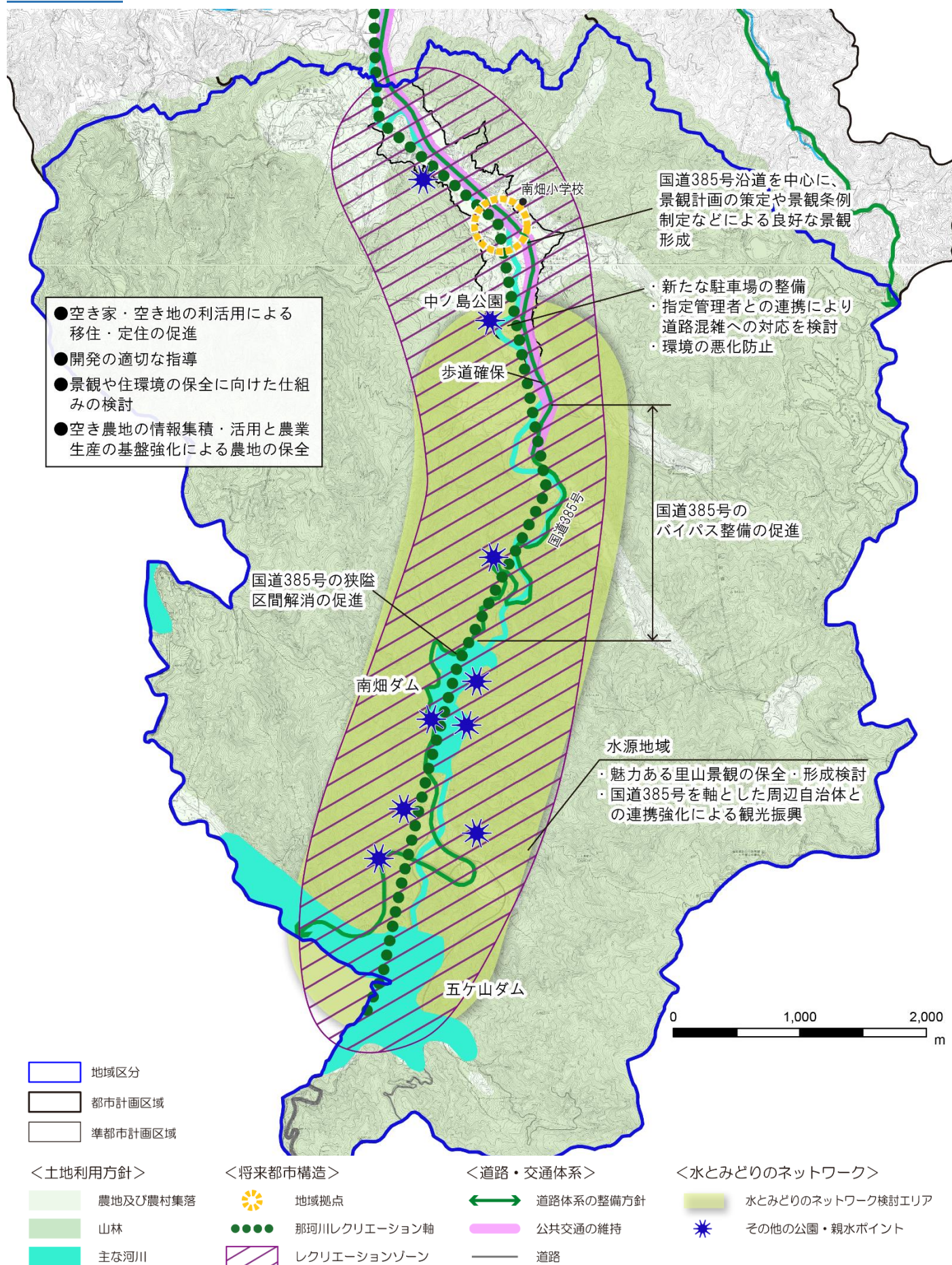
- ◆ 景観計画・景観条例の制定
- ◆ 市民による景観形成のための専門的な知識の提供
- ◆ 生活と一体となった景観形成
- ◆ 地域の顔となる施設の整備では、設計段階から活用方法とあわせて景観形成を検討
- ◆ 統一されたデザインの公共サイン設置

防災の方針

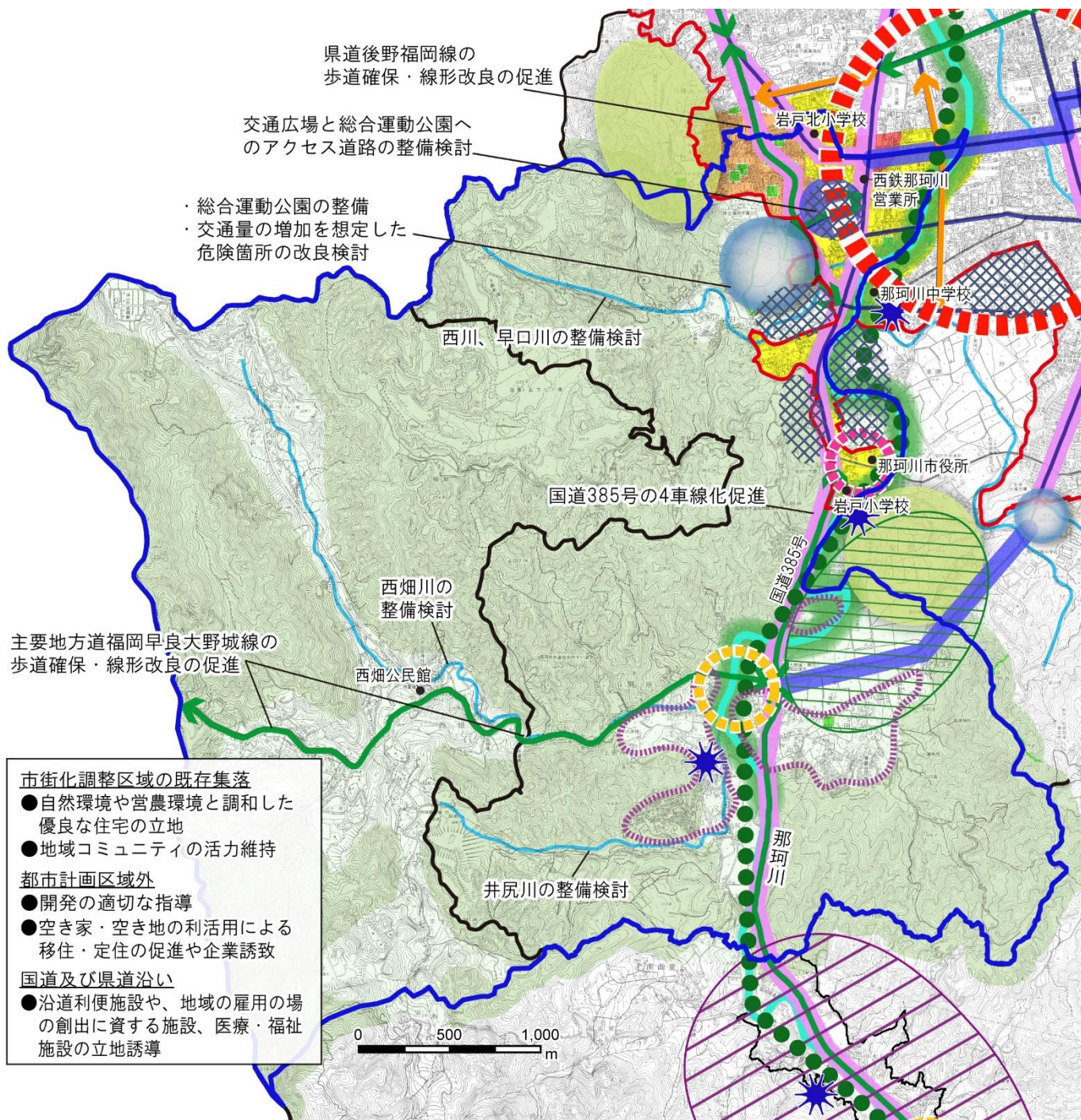


5.地域別構想

南畑地域



岩戸地域



- 地域区分
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 鉄道

<将来都市構造>

- 中心拠点
- 行政・福祉拠点
- 地域拠点
- 那珂川レクリエーション軸
- レクリエーションゾーン
- 文化・歴史ゾーン

<都市防災>

- 防災拠点

<土地利用方針>

- 低層住宅地
- 複合市街地
- 商業地
- 工業地
- 農地及び農村集落
- 山林
- 主な河川
- 新市街地整備検討地区
- 集落維持検討区域

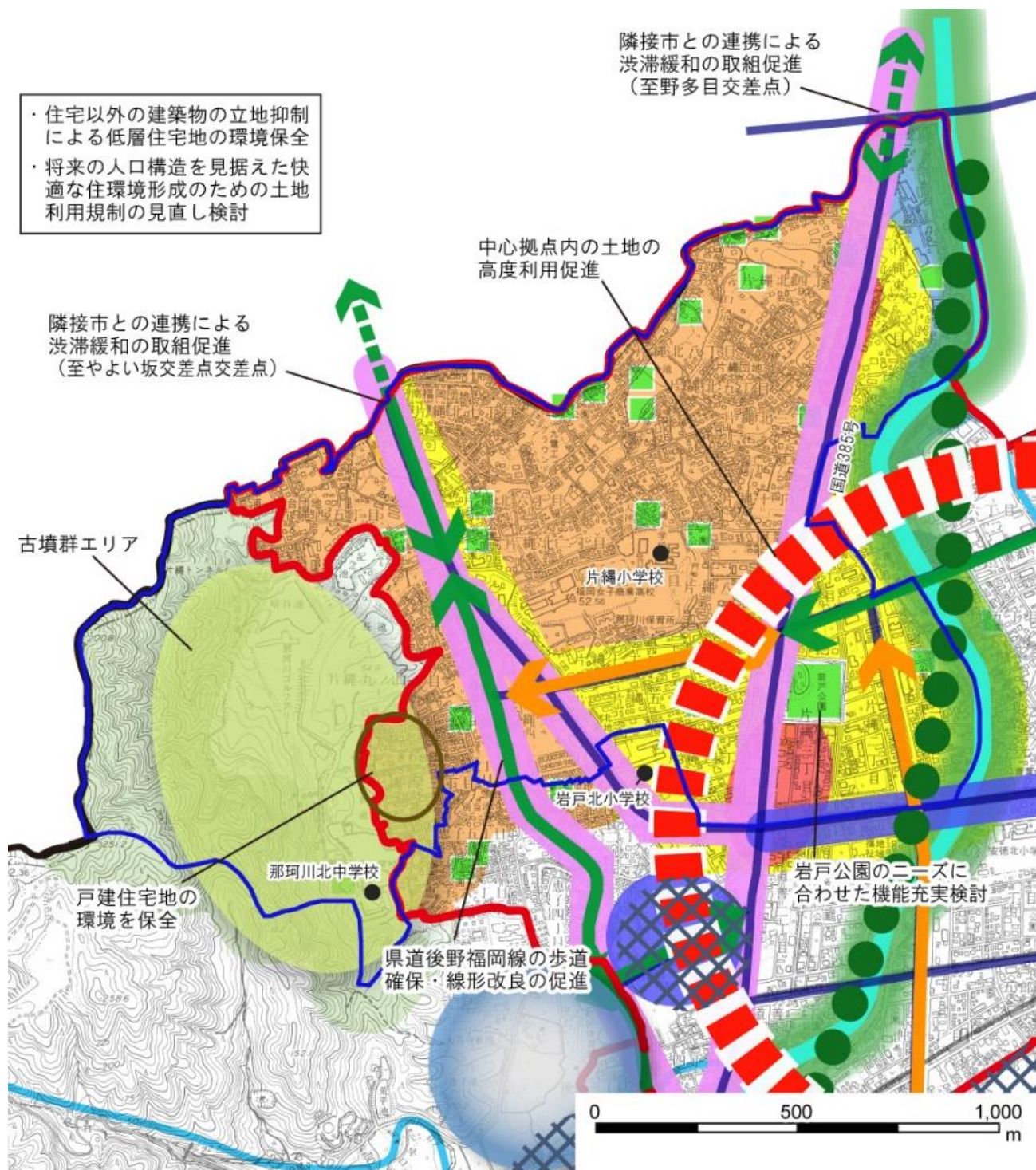
<道路・交通体系>

- 道路体系の整備
- 公共交通の維持
- 公共交通の充実
- 歩道の改良
- 都市計画道路
- 道路

<水とみどりのネットワーク>

- 遊歩道整備検討エリア
- 水とみどりのネットワーク検討エリア
- 都市公園
- 都市公園（未整備）
- その他の公園・親水ポイント

片縄地域



安徳地域

